

災害に係る協力体制に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構大分工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。

3 協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における救援物資の集積、配送等の拠点としての乙の施設の一部（以下「対象施設」という。）の提供
- (2) 災害時における救助要員の活動拠点としての対象施設の提供
- (3) 災害時における乙の学生ボランティアの募集及び活動支援
- (4) 防災に関する研究及び情報の提供
- (5) その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

（対象施設の提供等）

第5条 前条第1号及び第2号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。
- (2) 対象施設の管理は、甲の責任において行う。
- (3) 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、対象施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

（学生ボランティア）

第6条 甲は、災害による被害が甚大なときは、第4条第3号の規定により、乙に対し学生ボランティアの募集及び活動支援を要請し、乙はこれに協力するものとする。

(防災に関する研究及び情報の提供)

第7条 甲及び乙は、災害時に想定される課題解決を図るため、第4条第4号の規定により、防災に関する研究及び情報の提供に関し協力するものとする。

2 乙は、学生に対し携帯電話での大分市防災メールの登録等、積極的な緊急情報の取得を促し、甲が実施する防災講話等を活用し、防災意識の向上に努めるものとする。

(費用)

第8条 第4条第1号及び第2号に規定する対象施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。

2 第4条の協力に要した費用であって市長が必要と認めるものは、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年 3月 8日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市長 佐藤 樹一郎

乙 大分市大字牧1666番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
大分工業高等専門学校長
古 川 明 徳